

*South China - Asia Business Report*Vol. **84**
Jul/Aug
2019

華南・アジア ビジネスレポート

*CONTENTS***Briefs****Topics**

2019 年上期の為替市場と下期の展望 ～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～	2
---	---

Regional Business**Thailand**

ROH、IHQ、ITC の税務恩典の廃止と、 BOI 税務恩典の利用上の注意点	5
--	---

Vietnam

ローカルファイル作成時の留意点	11
-----------------	----

India

IoT 時代の個人情報保護の在り方	15
-------------------	----

China

新個人所得税法下の外国籍個人の「6年ルール」	20
------------------------	----

Taiwan

台湾の個人所得税申告	23
------------	----

Macro Economy

アジア経済情報： アジア概況	29
----------------	----

Briefs

Topics

2019 年上期の為替市場と下期の展望 ～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

19 年上期のドル円相場は、年初のフラッシュクラッシュにより一時 104.87 円へと急落して始まった。その後、米中貿易戦争リスクの再燃と FRB が年内の利下げの可能性を示唆したことで、ドル円は一時 106 円台後半まで一段と下落しており、19 年末にかけて 104 円レベルまで下落すると予想する。

Regional Business

[Thailand] ROH、IHQ、ITC の税務恩典の廃止と、BOI 税務恩典の利用上の注意点

18 年末で廃止となった国際地域統括本部および国際貿易センターに関するタイ税務当局から付与された既存の恩典について、タイ内閣は廃止する旨の勅令を承認した。本稿では、当該勅令の内容および実務上の対応と BOI 税務恩典の利用上の注意点について解説する。

[Vietnam] ローカルファイル作成時の留意点

同一の企業グループに属する会社との間に取引のあるベトナム企業は、一定の免除要件に該当する場合を除きマスターファイル・ローカルファイル・国別報告書という3つの移転価格文書を作成する必要がある。特に、ローカルファイルは、親会社ではなくベトナム企業が主体となって作成するケースが多いことから、本稿では、どのような観点で作成またはレビューするべきかについて解説する。

[India] IoT 時代の個人情報保護の在り方

各国で個人情報保護に対する関心が高まりを見せる中、18 年7月 27 日にインド個人情報保護法案がインド連邦議会に提出された。同法案は同国にとって初の包括的な個人情報保護法となり、すべての企業に対応を求めるものとなっている。本稿では、同法案の概要や対応策について、EU の一般データ保護規則と比較しながら紹介する。

[China] 新個人所得税法下の外国籍個人の「6年ルール」

財政部、国家税務総局が『中国国内に住所を有しない個人の居住時間の判定基準に関する公告』を公表した。当該公告によって、中国の新個人所得税制の下で免税措置を享受できるか否かに関する判定基準が、従来の「5年ルール」から「6年ルール」へと修正された。本稿では、「6年ルール」の具体的な内容、判断基準および外国籍個人に対する影響について、Q & A 方式にて説明する。

[Taiwan] 台湾の個人所得税申告

台湾における個人所得税の申告は、毎年5月1日から同月 31 日が申告期間となり、前年1月から 12 月までの所得をこの期間に確定申告を行うことになる。18 年度分の確定申告においては、各種控除額が前年度と比べて増額されたこともあるため、一般的な給与所得者の個人所得税申告にかかる実務上の留意点などについて紹介する。

Macro Economy

アジア経済情報：アジア概況

19 年1～3月期のアジアでは、成長率が前期に比べて低下した国が多く、上昇した国も景気の実態は悪かった。今後、19 年は中国と欧州、20 年からは米国も減速が予想される。アジアは輸出を中心に減速し、既に悪影響を及ぼしている様子の米中摩擦も引き続きアジアの輸出を下押し、米中とも追加の関税引き上げを実施すれば、成長率は予測値よりも下振れするリスクがあろう。



2019 年上期の為替市場と 下期の展望

～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

みずほ銀行 香港資金部
アジア FX ストラテジスト 張建泰

米ドル／円相場 2019 年上期回顧

2019 年上期のドル円相場は、年初のフラッシュクラッシュ(瞬間的暴落)により一時 104.87 円へと急落して始まったが、その後は 112 円レベルまで戻す展開となった。要因としては、米中通商協議が進展したことに加え、連邦準備理事会(以下、FRB)が金融政策について昨年までの利上げスタンスからより中立的な姿勢を示したことで、過度なリスクオフムードが後退したことなどが挙げられるだろう。

しかし、5月上旬にトランプ大統領が対中輸入額 2,000 億米ドル相当の中国製品を対象に関税を 25%に引き上げることを発表したことで米中貿易戦争リスクが再燃。市場では先行きに対する不透明感が強まり、米政策金利の年内利下げの可能性を織り込み始めたことで、ドル円は下落に転じ 110 円割れまで下落した。

その後、FRB が年内の利下げの可能性を示唆したことで、ドル円は一時 106 円台後半まで一段と下落している。米国債 10 年金利は、貿易戦争リスク懸念と年内利下げ観測を受け、2.6%から 2.0%割れへと急低下した。米金利のイールドカーブは部分的に再び長短逆転し、3カ月/10 年スプ

【図表1】FRB の利下げ見通しを反映し、米長短金利は逆転



(資料)ブルームバーグ

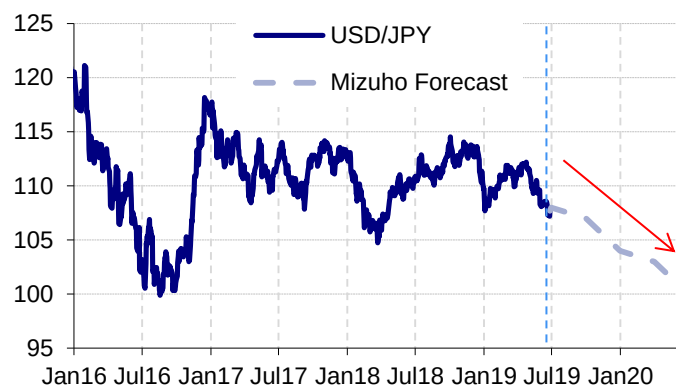
レッドは世界金融危機以来、最もマイナス幅が拡大し(図表1)、リセッション(景気後退)に陥る可能性が高まっている。

米ドル／円相場 2019 年下期見通し

ドル円は 19 年末にかけて 104 円レベルまで下落すると予想する(次頁図表2)。米中貿易戦争リスクが再燃したことで、FRB の年内利下げ観測が高まり、今後もドル円の重しとなるだろう。また貿易摩擦の影響がより広範囲に広がる中、ハイテク株の売りが強まっており、いわゆるパウエル・プット¹によるリバウンド効果も長くはもたない可能性

¹ FRB のパウエル議長の名前と、プットオプションを組み合わせた造語。FRB が政策により株価を支えることを指す。

【図表2】貿易戦争リスクと弱いドルによりドル円は 104 円へ



(資料)ブルームバーグ、みずほ銀行

が出てきた。米株市場の下落が長期化すれば、安全資産への需要が高まり円買いに繋がることになるだろう。

日銀の金融政策について、黒田総裁は追加緩和の余地はあるとしながらも、副作用にも警戒していると発言している²。10月の増税後、もしくは米中貿易戦争リスクの高まりによって日本経済がリセッション入りしない限りは、日銀は現状のスタンスを維持するものと考ええる。ただし、FRBによる利下げ時期が早まった場合は急速な円高が進む可能性があり、日銀による追加緩和を促すことになるだろう。

ドル・オフショア人民元相場 2019 年上期回顧

19 年上期のオフショア人民元は米中通商協議が進展したことを受け、4月にかけては対ドルで 6.7 元レベルまで上昇し、比較的安定した推移となった。また、第1四半期の中国 GDP が市場予想を大きく上回る堅調な結果であったことや、中国株・債券等への資金流入が増加したこと等も、オフショア人民元のサポート材料となった。

² 6月10日、ブルームバーグのインタビュー。

しかしその後、トランプ大統領が急遽、対中輸入額 2,000 億米ドル相当の中国製品を対象に関税を 25%に引き上げることを発表し、中国もこれに報復関税で応じたことから、米中貿易戦争リスクが再燃。オフショア人民元は5月上旬に 6.9 元まで急落する形となった。また、関税だけでなく、米国が中国大手通信機器メーカーへ制裁を加えたことや、中国がレアアースの対米輸出を全面的に禁止する可能性が提起されたことなども、米中貿易摩擦がハイテク部門へも広がることに対する懸念を高めた。

政策面について、中国人民銀行は米中貿易摩擦の高まりによる人民元の急落を受け、短期的には人民元相場の安定を維持すべく、人民元基準値の調整や口先介入、香港での短期証券発行等を実施した一方、中期的には「心理的節目である 7.0 レベルを重要視していない」と発言しており、比較的市場に柔軟な姿勢を見せている。

ドル・オフショア人民元相場 2019 年下期見通し

米中間の緊張の高まりと本格的な米中貿易戦争の脅威は、今後も人民元相場の重しとなる可能性が高い。ただし、米国が今後、更に関税を引き上げた場合、中国は関税引き上げの悪影響を軽減すべく人民元の下落を許容するとの観測が浮上している。一方で、人民元相場の弱気な見通しが続けば、資本流出圧力が強まる可能性が高い。今回の貿易戦争においては米中のどちらかが犠牲にならない限り、休戦の望みは薄く、米中対立が我慢比べに発展する可能性もある。しかし、貿易戦争問題が収束に向かえば、オフショア人民元は堅調なファンダメンタルズを受けて安定した

動きとなるものと予想する(図表3)。中国の減税による強い財政刺激策の効果を考慮すれば、中国の経済成長には回復力があるといえ、中国人民銀行も政策金利を引き下げる緊急性はないだろう。他方、米国については、米中貿易戦争リスクが再燃する中、FRBによる年内利下げ観測が強まるなど、両国の金融政策の乖離が浮き彫りとなっており、人民元相場のサポート材料となるだろう(図表4)。

もともと、足元では中国人民銀行が人民元相場の心理的節目である7.0元を重要視しない方針を示しており、人民元の下落要因となっている。人民元の行き過ぎた下落は資本流出リスクを招くことから、7.0元の許容を巡る議論および人民元相場の柔軟化に向けた取り組みについては慎重に行われることを期待したい。

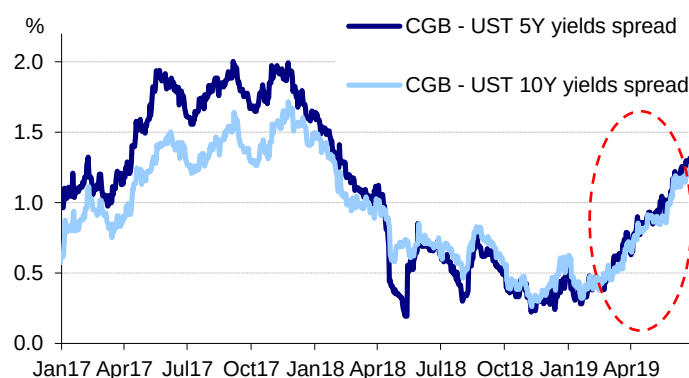
※本稿は6月26日時点の情報を元に執筆しています。

【図表3】貿易戦争が落ち着けばオフショア人民元は安定へ



(資料)ブルームバーグ、みずほ銀行

【図表4】米中の金利差の拡大は人民元をサポート



(資料)ブルームバーグ



【Thailand】

ROH、IHQ、ITC の税務恩典の廃止と BOI 税務恩典の利用上の注意点

子田 俊之 FAIR CONSULTING (Thailand)

はじめに

前回の寄稿¹で、タイの新しい地域統括制度である、国際ビジネスセンター（International Business Center、以下 IBC）制度の導入について解説を行いました。IBC 制度の導入と併せて、旧来の地域統括制度として位置づけられていた、国際地域統括本部（International Headquarters、以下 IHQ）、国際貿易センター（International Trading Center、以下 ITC）は 2018 年末で廃止となっています。この制度移行の背景については、OECD（経済協力開発機構）が推進する、BEPS 行動計画5、「有害税制の排除」にタイが対応したものであり、具体的には、ITC の Out-Out 取引に関する法人税免除、あるいは IHQ の地域統括業務収入、ロイヤルティー収入に関する法人税免除について、租税回避スキームに利用される恐れのある制度であるとみられていたため、これら ITC、IHQ を廃止したものになります。

また、前回の寄稿では、タイ国投資委員会（Board of Investment、以下 BOI）とタイ税務当局（歳入局または Revenue Department、以下 RD）からそれぞれ付与される恩典について、解説を行っており、いずれも、過去に取得した既存の恩典については、継続することができる旨を解説しまし

た。しかしながら、RD 恩典については、19 年3月26 日にタイ内閣が財務省から提出された新たな勅令を承認し、ITC および IHQ に関する税務恩典を廃止することが決定されました。また、IHQ の旧制度であった、地域業務統括本部（Regional Operating Headquarters、以下 ROH）に付与されていた RD 恩典についても同様に廃止となります。

以下、本稿では、当該勅令の内容および実務上の対応について解説をするとともに、基本に立ち戻って、BOI から付与されている税務恩典（特に法人税恩典）の利用に関する実務上の注意点を解説します。

ROH、IHQ、ITC の税務恩典の廃止と有効期限

次頁表1に、ROH、IHQ、ITC の税務恩典および、それぞれの有効期限についてまとめています。

表1に記載の通り、既得権として保護され、継続可能とされていた旧 ROH、IHQ、ITC の税務恩典が、19 年5月31 日をもって廃止となります。また、ROH、IHQ の税務恩典を保有していた納税者については、IBC の税務恩典制度への、より緩和された条件での移行が認められておりますが、申請期限が19 年5月31 日となっており、既に申請は締め切られております。

¹ 本誌第80号ご参照。

【表1】 ROH、IHQ、ITC の税務恩典および有効期限

		税務恩典	有効期限
ROH	法人税	➢ 海外関連会社からの ROH 業務収入、ロイヤリティにかかる法人税免除 ➢ 海外法人からの配当所得に関する法人税免除 ➢ 海外法人の株式譲渡所得に関する法人税免除 ➢ 国内法人からの ROH 業務収入、ロイヤリティにかかる法人税を 10%に減税	2019 年 5 月 31 日まで (ただし、源泉税恩典については、2019 年 5 月末までの法人税免税所得から行われる、2020 年 12 月末までの配当について適用される)
	源泉税	➢ 外国法人に対して支払う配当について、源泉税を免除。ただし ROH 事業から得られる所得を源泉とするものに限る	
	個人所得税	➢ ROH 事業に専任する外国人従業員の個人所得税率を一律 15%とする	2019 年 12 月 31 日まで
IHQ	法人税	➢ OUT-OUT 取引にかかる所得の法人税免除 ➢ 海外関連会社からの IHQ 業務収入、ロイヤリティにかかる法人税免除 ➢ 海外法人からの配当所得に関する法人税免除 ➢ 海外法人の株式譲渡所得に関する法人税免除 ➢ 国内法人からの IHQ 業務収入、ロイヤリティにかかる法人税を 10%に減税	2019 年 5 月 31 日まで (ただし、源泉税恩典については、2019 年 5 月末までの法人税免税所得から行われる、2020 年 12 月末までの配当について適用される)
	源泉税	➢ 外国法人に対して支払う配当について、源泉税を免除。ただし IHQ 事業から得られる所得を源泉とするものに限る ➢ 外国法人に対して支払う利息について、源泉税を免除。ただし、トレジャリーセンター事業に関連する借入に限る	
	特定事業税	➢ トレジャリーセンター事業から生じる所得に対する特定事業税を免除	
	個人所得税	➢ IHQ 事業に専任する外国人従業員の個人所得税率を一律 15%とする	2019 年 12 月 31 日まで
ITC	法人税	➢ OUT-OUT 取引にかかる所得の法人税免除	2019 年 5 月 31 日まで (ただし、源泉税恩典については、2019 年 5 月末までの法人税免税所得から行われる、2020 年 12 月末までの配当について適用される)
	源泉税	➢ 外国法人に支払う配当について、源泉税を免除。ただし、上記 OUT-OUT 取引から得られる所得を源泉とするものに限る	
	個人所得税	➢ ITC 事業に専任する外国人従業員の個人所得税率を一律 15%とする	2019 年 12 月 31 日まで

ROH または IHQ からの IBC への変更条件は以下表2のようになっております。つまり、法人所得税の低減税率8%については、移行手続きを経ることで、適用条件などが旧制度の低い基準値のまま、新制度の税率が適用可能となります。

ITC に関して言えば、RD の見解としては、ITC については廃止となったものの、ITC 事業に追加して IBC で定められる地域統括機能を付帯させることで、IBC へ転換することができるのだから、その方法を奨励する、というものでした。しかしなが

【表2】 ROH または IHQ からの IBC への変更条件

ROH または IHQ からの IBC への変更の場合の条件緩和(2019 年 5 月 31 日までの RD への申請手続き要)

- ✓ 既に ROH または IHQ で税務恩典を受けている納税者が IBC へ変更する場合には、旧制度における支出要件を満たしている限り、新たに規定された IBC の支出要件を満たさなくとも良い
- ✓ 例えば、IHQ から変更する IBC 企業は、IBC 企業の支出額が(旧制度で規定されていた)1,500 万バーツ以上の場合に、法人所得税を 8%に減税、その他の税制上の恩典を受けることが可能である
- ✓ しかしながら、法人所得税の 5%ないし 3%の減税の適用を受ける場合には、それぞれ 3 億バーツ、6 億バーツの IBC 事業からの支出が必要である

一般 IBC 税務恩典、歳入局-勅令 No.674

条件	✓	各会計期末の払込済み資本金が 1,000 万バーツ以上であること
	✓	IBC 事業に従事する正社員が 10 名以上であること。ただし、トレジャリーセンター事業のみの場合は 5 名以上の正社員で足りる
	✓	IBC 事業に掛かる年間の支出額が 6,000 万バーツ以上であること
恩典	法人税	➢ IBC 事業からの所得に対する法人税率を基本税率 20%から以下の税率に減税 - IBC 事業からの支出額が 6,000 万バーツ以上の場合: 法人税率 8% - IBC 事業からの支出額が 3 億万バーツ以上の場合: 法人税率 5% - IBC 事業からの支出額が 6 億万バーツ以上の場合: 法人税率 3% ➢ 配当所得については法人税を免除
	個人所得税	➢ IBC 事業に専任する外国人従業者の個人所得税率を一律 15%とする。ただし、当該個人所得税について、還付を求めることはできない
	源泉税	➢ 外国法人に対して支払う配当について、源泉税を免除。ただし IBC 事業から得られる所得を源泉とするものに限る ➢ 外国法人に対して支払う利息について、源泉税を免除。ただし、トレジャリーセンター事業に関連する借入に限る
	特定事業税	➢ トレジャリーセンター事業から生じる所得に対する特定事業税を免除

ら、ITC 税務恩典を IBC 恩典へ転換する特段の手続きはなく、単純に IBC の新規取得を奨励しただけであり、実務的には、BOI から IBC を新規取得し、その後 RD に対して IBC の税務恩典を申請・取得する必要があります。

今回の勅令の公表により、ROH、IHQ、ITC の旧税務恩典は取り消しとなりました。公表が3月26日であったことと、その中で ROH、IHQ については、5月31日までに申請することで、緩和された税務恩典へ移行できる、という内容があったものの、具体的な手続きも明確でなく、時間に制約がある中、実務は非常に混乱しました。ROH、IHQ

の税務恩典を保有している納税者に対しては、RD から個別に書面が送られ、制度改正がある旨は伝えられたようですが、既得恩典が無くなるというような具体的な記載ではありませんでした。ITC の税務恩典を保有している納税者に対しては個別通知のようなものも無かったという理解で、いつの間にか税務恩典が無くなってしまった、という納税者も多かったのではないかと考えられます。

ROH、IHQ、ITC 税務恩典廃止に関する考察

18 年度末に話題となった IBC 制度の導入については、海外投資家からは後退と受け止められる面が多いものでした。一方でタイ国としては、地域

統括に関する外資恩典および税務恩典を一本化し、大規模な形態で行われる地域統括業務に対して恩典を付与するもの、とすることで、より実態を持った地域統括形態の外国投資が増えることを意図していると捉えられます。一方で、国際税務からの要請であった、BEPS5有害税制の排除に関し、新 IBC 制度導入だけでは十分でなく、既得権である、ROH、IHQ、ITC の税務恩典に対しても対応が求められていたものと捉えられます。今回の勅令により、ROH、IHQ、ITC の税務恩典は無くなることとなり、非常に思い切った抜本的対応が行われたという印象です。しかしながら、18 年 12 月時点では継続されると伝えられていた税務恩典が、19 年3月には取り消されることになるという急な変更であったことと、ROH、IHQ、ITC の税務恩典については、元々外国投資を呼び込むための政策であったにも関わらず、外資企業が保有していた既得権を急にはく奪したものと受け止められています。外資企業、あるいは海外投資家から見ると、タイ国の、特に税務政策については、不確実性があるものとしてネガティブに受け止められざるを得ないものであると考えます。

BOI 法人税恩典の利用上の注意点

今回の ROH、IHQ、ITC の税務恩典の廃止は、制度の変更によって税務恩典が利用できなくなってしまったものではありませんが、一方で、既存の有効な BOI 税務恩典(特に法人税恩典)についても、実務上の手続き誤りにより、上手く利用できていないケースが見られます。多くのケースで見られるのが、BOI の法人税恩典利用手続きについて、納税者側の担当者が十分に理解していない、あるいは、納税者側として、経理/税務担当およ

び BOI 担当といったように複数人(あるいは複数部署)に跨った実務を、それぞれの役割を理解しながら進めなければならないものであるところ、そのような役割分担が明確にできておらず、結果として手続きが不完全となってしまった、というものになります。基本的な事項ではありますが、BOI 法人税恩典の利用方法について、以下で解説します。

BOI 事業報告監査の必要性

一般的に、BOI から付与される投資恩典のうち、法人税の免税恩典を保有する納税者について、当該恩典を行使する場合には、タイ国公認会計士による財務諸表監査に追加して、BOI の事業報告監査²が要求されています。当該監査に関する手続きおよび法人税申告までの流れは次頁表3の通りとなっています。

表3の BOI 恩典使用申請書は「F PM TA 01 フォーム」と呼ばれるものであり、内容としては以下の項目を含みます。また、BOI 事業報告監査は当該フォームの記載内容が正しいものであることを、公認会計士が定められた業務手続きに従い、意見を表明する手続きとなります。

- 会社の概要および事業の概要
- BOI 法人税恩典事業および BOI 法人税恩典を受けていない事業の内容
- 機械および設備投資の状況
- 該当会計期間における BOI 法人税恩典事業の製品/サービスの生産量および販売量

² 一般的に、財務諸表監査を行う公認会計士が同時に実施します。

BOI 恩典使用申請書に記載される事項を見ると、当該内容は BOI 法人税恩典事業に関する財務数値ではなく、当該事業に関する投資額、および物品またはサービスの数量管理の状況を報告するものであることが分かります。公認会計士による BOI 事業報告監査を経ることによって、BOI 法人税恩典事業の財務報告、つまりは法人税免除を得ることができる BOI 法人税恩典事業の利益額が適切に計算されることを間接的に証明することになります。また、法人税申告書については、BOI 法人税恩典事業の利益額と BOI 法人税恩典を受けていない事業の利益額を区分記載し、申告を行うこととなりますが、当該区分経理の状況については、財務諸表監査にてその正当性が証明されることとなります。法人税申告書には財務諸表監査を行った公認会計士の署名が求められるとともに、財務諸表監査報告書が添付され、歳入局へ申告、提出が行われます。

表3に記載の通り、BOI 恩典使用申請書と BOI 事業報告監査報告書の提出期限は会計期間終了日より 120 日以内とされておりますが、BOI 事

務局の確認および歳入局への通知が法人税申告よりも前に適切に終わっているためには 120 日よりもっと早い段階で、当該業務が完了していることが望ましい点に留意が必要です。実際には、BOI 恩典使用申請書の提出が財務諸表監査あるいは法人税申告よりも後になってしまうようなケースも見受けられ、そのような場合であっても、BOI 法人税恩典を利用した法人税申告が受け付けられているという実態があるのですが、歳入局から後日、手続き上の瑕疵を問われてしまう可能性も残るため、手順に基づいた時間軸で処理が進められるよう、自社の担当者および公認会計士を巻き込んだスケジュールの確認が大変重要であると考えます。

一方で、上記 BOI 恩典使用申請書の提出、および BOI 事業報告監査については、当該会計期間の BOI 事業から生じる利益がマイナスである場合には不要である、とされています。また、BOI 事業を複数保有されているような企業については、その BOI 事業のうち、一つでも利益となる事業があるような場合には、BOI 恩典使用申請書および

【表3】 BOI 事業報告監査および法人税申告までの流れ

	手続き	実施主体	実施期限
1	年次財務決算資料の作成 BOI 恩典使用申請書の作成	納税者/BOI 被奨励者	会計年度末後早期に作成
2	財務諸表監査の実施 BOI 事業報告監査の実施	公認会計士	下記、4. の期限に間に合うように実施
3	BOI 事業報告監査報告書の交付	公認会計士	下記、4. の期限に間に合うように実施
4	BOI への恩典使用申請書と BOI 事業報告監査報告書の提出 (法人税恩典使用の申請)	納税者/BOI 被奨励者	会計期間終了日より 120 日以内
5	提出書類の確認、調査、法人税恩典の付与の通知 (BOI 被奨励者および歳入局に対して通知)	BOI 事務局	下記、6. の期限に間に合うように通知
6	財務諸表監査の完了、法人税申告	納税者/BOI 被奨励者	会計期間終了日より 150 日以内

BOI 事業報告監査が必要となります。この趣旨は、BOI 恩典使用申請はあくまで法人税免税恩典を行使する場合に必要な手続きであり、法人税恩典期間であったとしても、事業が損失となることで、実態として当該恩典を使わない場合には、必要が無いものと考えられていることによります。しかしながら、このように BOI 事業が損失である場合に必要でないということが、実務においては非常に混乱してしまうところで、公認会計士と年度の監査契約を締結する際に、BOI 事業報告監査を含めるかどうかを判断することが難しく、BOI 事業報告監査については、実施をペンディングとして、財務諸表監査が進んでいく段階で BOI 事業の利益が把握され、慌てて BOI 恩典使用申請処理を開始するとともに、BOI 事業報告監査を行うといったようなケース、あるいは、BOI 事業報告監査および BOI への免税恩典使用申請がなされないまま、法人税申告が終わってしまうというケースも多く見受けられます。

おわりに

本稿では、ROH、IHQ、ITC の税務恩典の廃止についての直近の状況と、過去から引き続き行われている、BOI の法人税恩典の利用方法について解説を行いました。いずれの事項についても、複雑な部分があり、実務においては混乱が生じているものになります。これは、背景として、これらの事項の制度設計と行政上の執行について、BOI と RD の2つの当局が関与し、相互に整合性を図って進めていかなければならないものである中で、企業側から見ると、そのような形になっていないという実態があるためと考えます。特に ROH、IHQ、ITC の税務恩典の廃止については、RD、あるいは

は財務省が主導して決定した内容であると捉えられますが、BOI 側については、IBC への移行手続きについては特に言及もなく、過去に付与されている BOI 恩典としての ROH、IHQ、ITC が引き続き有効であるかどうかについても、特に明確にはしていません。実態としては過去に付与されている BOI 恩典については、引き続き継続されるという理解ではあるものの、今回廃止になった税務恩典のように、急な方針転換がなされるのではないかと、という不安が企業側に広がっているのも事実であると考えます。複数の当局が絡む制度運用については、不整合や混乱が起きやすい領域であることが理解できますが、BOI や RD といった外国投資や税務に関わる制度については、金銭面での影響が直接的に生じやすいものでもあり、一貫した、かつ明確な制度運用を期待したいと思います。



子田 俊之
(こた としゆき)

日本国公認会計士
FAIR CONSULTING (Thailand)



システムコンサルティング会社にて約5年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中には米国プライスウォーターハウスクーパースに赴任し、米国での業務経験を得る。タイ駐在前には、インドネシアにて4年間の勤務経験を有する。現在、タイオフィスにて、現地会計、税務および法規制の観点から、クライアントの視点に立った幅広いコンサルティングサービスを提供している。



【Vietnam】

ローカルファイル作成時の留意点

唐牛 理任 Grant Thornton Vietnam

はじめに

同一の企業グループに属する会社（以下、関連当事者）との間に取引のあるベトナム企業は、一定の免除要件に該当する場合を除きマスターファイル・ローカルファイル・国別報告書という3つの移転価格文書を作成し、税務当局の要請に応じて迅速に提出できる準備が必要となる。これら3つの文書のうち、1つ目のマスターファイルには、ベトナムの企業が属するグループ全体の組織構造および事業活動が記載される。2つ目のローカルファイルには、関連当事者との間で決定された取引価格に関するポリシーおよびその妥当性が記載される。3つ目の国別報告書には、グループに属する各会社が属する地域・税率・利益等の情報が記載される。

そして、税務調査官はマスターファイルを通してマクロな視点でグループ全体の事業と各会社が負う機能を把握し、その後ローカルファイルを通してミクロな視点で各取引の妥当性を検討し、改めて国別報告書を通してマクロな視点からグループの中で特定の拠点に利益が偏在化していないかを俯瞰することができる。

このような性質から、一般的にマスターファイルおよび国別報告書は、グループの長たる最終親会社で作成される。一方で、ローカルファイルは、

会社が負う機能・責任等を正確に把握していることや、実際の取引価格の決定に関与する人材の協力が欠かせないことから、ベトナム企業が主体となって作成するケースが多い。

よって、本稿ではローカルファイルの主な構成要素である下記項目について、どのような観点で作成またはレビューするべきかについて、税務調査で注意すべき点も含めて取り上げる。

- 関連当事者および関連当事者取引の概要
- 機能およびリスク分析
- 移転価格方法の選択
- 評価対象企業の選定
- 評価結果

関連当事者および関連当事者取引の概要

移転価格税制とはあらゆる取引価格を検討するのではなく、あくまで関連当事者との間で生ずる取引（以下、関連当事者取引）を検討する。そこで、関連当事者および関連当事者取引を漏れなく把握する必要がある。ただし、関連当事者の範囲には資本の25%以上を保有しているという要件のように、客観的に検証が可能なものもあれば、役員の選任に大きな権限を有している場合のように、ベトナム企業側が把握していない情報もある。

よって、親会社と連携し客観的に判断できない要件に該当する関連当事者がいないか注意する必要がある。

機能およびリスク分析

機能分析では、会社がどのような機能やリスクを負担しているか分析し、取引価格の前提を整理する。製造子会社を例にとると、製品の製造に加えて、販売計画の策定・実行を担うのか、材料の調達先を製造子会社が選定できるのか、研究開発やマーケティングを行うのかといった機能の分析と、滞留している在庫を廃棄するリスク、製造物責任のリスク、債権回収のリスクを負うのかといったリスクの分析を行う。そして、これらの機能およびリスクは取引価格の決定および比較対象の選定に重要な影響を与えるが、子会社主導で記載する場合、実態と乖離した機能およびリスクが記載される恐れがある。例えば、効率的な製造をするうえでどの工場でも改善活動は行われているが、これを拡大解釈してグループ全体のマザー工場として製造工程の改良を一手に引き受けている、または製造工法の研究開発を担うという記載をした場合、一般の製造工場と負担するコスト

が異なるため、これらを十分負担できる取引価格を設定すべきと税務当局に判断される。また、マスターファイルで記載されるグループ全体の機能と齟齬がある場合には、税務当局は機能・リスクをより多く負担している記載を基に、より高い収益性を期待する。よって、子会社が担う機能およびリスクが実態とかけ離れていないか、マスターファイルの記載内容と齟齬がないか注意する必要がある。

移転価格方法の選択

移転価格を検討する際には、図1のように複数の方法がある。

上記のうち、①～③は基本3法と呼ばれており、ベトナムでは基本3法での検討が推奨されている。そして、基本3法が移転価格を検討する方法として妥当でないと判断した場合、妥当でない理由を明確にしたうえで④で検討することになる。そして、一般的に基本3法よりも④で作成するほうが工数を削減できる傾向にあることや、そもそも基本3法を適用できるハードルが高いことから、実務的には④にて作成することが多い。しかし、④で移転

【図1】主な移転価格算定方法

算定方法	設定方法
① 独立価格基準法 (CUP 法)	関連当事者取引と同一の条件下で行われる第三者間との価格を比較する方法
② 再販売価格基準法 (RP 法)	第三者へ商品を販売する取引から通常得られるであろう利益を控除して計算した価格(売値－通常利益＝独立企業間価格)を検討する方法
③ 原価基準法 (CP 法)	第三者から調達した商品に通常得られるであろう利益を加算した価格(取得原価＋通常利益＝独立企業間価格)を検討する方法
④ 取引単位営業利益率法 (CPM 法、TNMM 法)	比較対象企業の営業利益率を比較する方法
⑤ 利益分割法 (PS 法)	関連当事者の営業利益を合計し、各関連当事者が果たす機能・リスクに応じて分割する方法

価格文書を作成しているが、税務当局から基本3法のいずれかで作成することが妥当と認定されてしまうと、④を基に作成された移転価格文書をすべて否定され、税務当局から一方的に推定納税額を課されるリスクがある。よって、基本3法で取引価格を検討しない場合、その理由が合理的で当局の理解が得られる説明となっているかに留意する必要がある。

評価対象企業の選定

比較対象を選定する際には以下の方法がある。

- ① 関連当事者取引と同一の取引をしている企業
- ② 同様の事業を営むベトナム国内に居住する企業
- ③ 事業環境および経済環境がベトナムと近似する地域で事業を営む企業

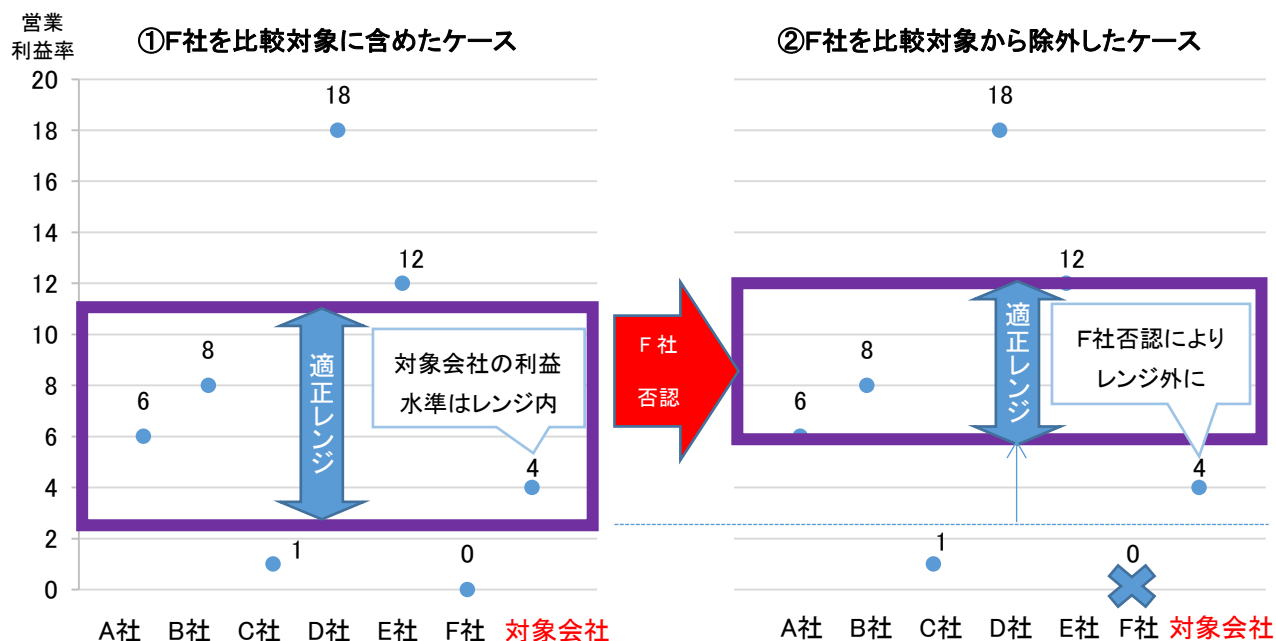
独立価格比準法で移転価格を検討する場合は①を選定することができるが、これ以外のアプローチでは②または③の条件を満たす対象企業を選定することになる。そして、比較対象の財務情報は上場会社等のように容易に入手できる必要があるため、財務情報を公表している同業他社が比較対象となる。また、実務上は5社以上の比較対象と検討する必要がある。よって、日本の親会社との取引をメインに据える企業にとって、①のように同一の取引をしている第三者を選定することは困難であり、また、ニッチな業界に特化する企業にとって、②のようにベトナム国内で同業他社を見つけることは困難である。よって、③のようにベトナム国外の比較対象を選定する会社が多

くなる。しかし、同じ事業環境および経済環境の下で業種・業態が近似する企業を選定することは困難かつ恣意性を排除することができない作業であり、税務当局としても比較対象が不适当であると比較的容易に主張することができる。特に、取引価格(または利益率)が低い比較対象を否認するケースが多く、否認後の適正レンジが上方にシフトした結果、当初適正レンジに納まっていたという結論から適正レンジを下回るという結論に変わる可能性がある(次頁図2参照)。よって、比較対象を選定する際は、利益水準の高低だけではなく、業種・業態・経済環境等の要素を考慮して選定しているかに留意する必要がある。

評価結果

最後に、会社の実績と比較対象企業の財務数値を比較し、適正レンジにおさまるか否かの結論を記載する。ここで、適正レンジを下回る場合に、下回る理由を記載していないケースがしばしば見受けられる。これは、従来の税務調査においては事前に抗弁を記載することに優位性がなく、調査で指摘された時点で抗弁すれば良いという認識があるためである。しかし、他国のトレンドとしては、ローカルファイルに記載のない抗弁を受け付けないケースもあるため、ベトナムにおいても適正レンジから外れている場合は、関連当事者との取引価格以外の要因を事前に分析し記載すべきと考えられる。

【図2】営業利益率に着目した分析(F社否認による適正レンジの変化)



(注1) 数値は一例

(注2) 適正レンジは四分位範囲で算出

まとめ

評価の結果、関連当事者取引の価格(利益水準)が仮に適正レンジにおさまる結論であっても、関連当事者および関連当事者取引が漏れている、ベトナム企業が負う機能およびリスクが過度な記載となっている、またはマスターファイル等と齟齬がある、移転価格法の選択が不適切である、評価対象企業の選定が不適切である場合は、税務当局から一方的に取引価格を修正されるリスクがある。よって、取引価格と適正レンジの比較・結果だけではなく、移転価格文書全体のストーリーが論理的で無理のない結論が導かれているかに注意する必要がある。



唐牛 理任
(かろうじ まさと)

Grant Thornton Vietnam



太陽有限責任監査法人東京事務所にて法定監査、新規株式公開、デューデリジェンス業務に従事。2017年9月より Grant Thornton Vietnam のホーチミン事務所に赴任。ジャパデスクとして日系企業相手に監査・税務・アドバイザリー業務をサポート。



【India】

IoT 時代の個人情報保護の在り方

井上 ゆかり KPMG インド(デリー)

ネットワークを介し「モノ」や「情報」がつながるようになった現代(IoT 時代)では、国境を越えてさまざまな情報のやり取りが行われるようになった。またデジタル技術の革新的発展(デジタル・ディスラプション)により「新しい価値」が生み出され、データこそが企業に富と成長をもたらす“資源”であるとして、「データは石油だ」とまで言われるようになった。

「データ・エコノミー」と呼ばれる、蓄積された情報を事業の競争力の向上に生かす新たな経済が到来する中で、従来の企業統治やコンプライアンス・情報保護の考え方では、その貴重な情報を適切に保管し、守ることが非常に難しくなっている。

その背景には、かつては企業や自宅に不法侵入する等、物理的に行われた「情報の侵害」が、さまざまなもの(書類、家電、情報など)がデジタル化され、またそれらがつながること(コネクト)によって、ハッカーやクラッカー(ハッキングして破壊活動を行う人)が世界中のどこからでも「情報の侵害」を行うことができるようになったことが挙げられる。つまり、単に人為的ミスを防ぐべく、法律に準拠し社内体制を整えるだけでは、企業として「情報保護」を実現することはできない。悪意の有無および内外の要因によってもたらされる漏洩リスクに対抗するためにも、デジタルテクノロジーを

駆使して、サイバー被害に備える対策を早急に行う必要があると言えよう。

本稿ではデータ・エコノミー社会における「情報保護」を念頭におき、インドにおける個人情報保護法案の概要を解説するとともに、その対応策を紹介する。

1. インドにおける個人情報保護法案とその変遷

各国で個人情報保護に対する関心が高まりを見せる中、2018 年7月 27 日にインド個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill、以下「PDPB」)がインド連邦議会に提出された。

これまでインドでは主に電子データやオンラインコンテンツ等、コンピューター上でデータ保管されている情報に限定し取り扱いを規定した、2000 年情報技術法(Information Technology Act, 2000¹、以下「IT 法」)に基づき個人情報の保護が図られてきた。また電子決済の取引額の拡大を受けて、11 年以降、インド準備銀行(RBI)、保険規制開発庁(IRDAI)および証券取引委員会(SEBI)と、金融セクターを中心に情報セキュリティのためのフレームワークを発表し、「情報」の保護施策を打ってきた。

¹ 09 年に改訂。

【図1-1】インド個人情報保護法案(PDPB)の概要

項目	個人情報保護法案(The Personal Data Protection Bill, 2018)
対象	インド国内に所在する法人・個人 ※拠点や所在地が物理的に無くても、インド国内にて商品またはサービスを提供するすべての法人・個人にも適用される ¹
定義	- 個人情報(Personal Data)と、その取り扱い(Processing)方法について規定、定義している 「個人情報」と、人種・政治的思想・医療等に関する情報等、漏洩時に重大な不利益を及ぼす「センシティブ個人情報」を区別し、センシティブ個人情報の取り扱いには、データ主体(Data Principal)の同意に特別な条件を満たす必要がある - 加えて、政府が別途指定する「重要個人情報」(Critical Personal Data)が規定され、取り扱いに条件が課される
データ主体の権利	情報の確認や訂正に関する権利のほか、忘れられる権利(削除権)や、損害賠償権を有する

¹ GDPR においても同様の法律対象範囲となっている。また個人の私的な行為や小規模事業者に関する例外がある

今回の PDPB は、同国にとって初の包括的な個人情報保護法²となり、すべての企業に対応を求めるものとなっている。

本法案は第1次モディ政権の最終年度に提出され、総選挙を挟み施行までに時間を要しているが、EU の一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation、以下「GDPR」) や日本の個人情報保護法の改正等の動きに見られるように、個人情報保護の強化は世界的な潮流と言える。インドでも急成長する IT 産業およびデジタル取引の急拡大を背景に、本法案は第2次モディ政権における議題に上がることは間違いなく、法案最終化に向けて動きが加速していくと考えられる。

2. インド個人情報保護法案の概要

PDPB は GDPR をモデルとし、個人情報等の取得、保管および処理、国外移転のためのルール等が定められている。当該法案の概要は図1のとおりである。

3. EU の一般データ保護規則(GDPR)との比較と、日系企業への影響

PDPB は GDPR をモデルとして素案されたことは先にも述べた通りだが、個人情報およびセンシティブ個人情報については、そのコピーをインド国内のサーバーに保存することを、「重要個人情報」(Critical Personal Data)については、保存も含む取り扱いすべてをインド国内で行うこと(国外移転の禁止)を求めるなど、データ・ローカライゼーションに関しても規定している。この重要個人情報には、氏名や住所などの一般的な個人情報も対象になるなど、GDPR よりも厳しい規制も定められている点に留意が必要である(次頁図2)。

² Information Technology Act, 2000 および 17 年の最高裁のプライバシーの権利を支持する判例等、PDPB に至るまでの変遷はあるが、包括的な法律としては、PDPB が同国初めての法規定となる。

【図1-2】インド個人情報保護法案(PDPB)の概要

項目	個人情報保護法案(The Personal Data Protection Bill, 2018)
PDPB の主な要求事項	情報受託者(Data Fiduciaries²)がデータ主体の利益に則して行動するよう、以下の義務を課している - データ管理、保管体制(プライバシー・バイ・デザイン³)の構築 - データ保護責任者(Data Protection Officer、「DPO」)の設置 - データ保護リスク影響評価(Data Protection Impact Assessment、「DPIA」)の実施 - データの侵害(情報漏えい)が発生した場合の監督機関への通知義務 - 当該法に準拠している旨の説明責任 - データ主体の権利への対応 「重要個人情報」の、インド国内のサーバーでの保管(データローカライゼーション⁴)と国外移転の制限
対応期限	当該法が施行されてから、12 カ月以内
罰則	全世界売上の2~4%または5,000~1 億 5,000 万インドルピー(以下「ルピー」)のいずれか高い方の罰金が課される(禁固刑が科される場合もある)。なお、データ主体の権利への不履行があった場合、その期間 1 日に対し 5,000 ルピー(上限 100 万ルピー)が課される

² GDPR では Data Controller と称される

³ カナダ・オンタリオ州、情報プライバシーコミッショナーのアン・カプキアン博士が提唱したもので、プライバシー侵害のリスク軽減のために、個人情報や産業情報を「使用する段階」で、その保護の施策を検討するのではなく、その事前段階(Proactive)の「開発・企画・設計段階」からプライバシー対策を考慮し一貫した取り組みを行うこと

⁴ インターネット上のサービスなどの提供に必要なデータは、すべて当該国内に存在しなければならないという考え方に基づく、各種規制のこと

【図2】PDPB と GDPR の比較 — 規制が強化された点

項目	PDPB	GDPR
データ・ローカライゼーション	- 個人情報およびセンシティブ個人情報は、データコピーをインド国内のサーバーまたはデータセンターで保存すれば国外移転可能 - 重要個人情報は、原則インド国内の取り扱いのみに制限(国外移転の原則禁止)	- 情報種別による取り扱いの差なし - 欧州委員会の認定国であれば域外移転可能
「センシティブ個人情報」の定義	より厳格に「センシティブ個人情報」が定義され、またその取り扱いについても規定(例:個人識別番号)	PDPBと比較すると限定的
懲罰: 刑事責任と罰金	- 情報漏洩やプライバシー侵害は、罰金に留まらず、懲役刑を伴う刑事責任を問われる可能性あり - 違反の種類、行為、およびその影響について定義され、個人に対しても懲罰が課される	- 情報漏洩やプライバシー侵害にかかる刑事責任については規定なし - 罰金のレンジのみ規定

本法案がこのまま通過すれば、社員情報やメール等の情報を、日本のサーバー内で管理をしている企業も捕捉されることとなり、GDPR と比べてより多くの日系企業が対応に迫られると考えられる。

また PDPB では旧来のインドにおける個人情報保護のルールから大きく飛躍し、種々の対応が求められることから、さまざまなデータを多国間で扱う企業にとってコスト負担増となる可能性が指摘されている。

4. PDPB への対応に向けて

PDPB の成立により、個人情報等を取り扱う企業や個人は、個人情報等を保護するためのさまざまな措置を講じる必要に迫られることになる。具体的な対応を検討するにあたり、今後の施行規則やガイドラインの公表が待たれている。

一方で、欧州での GDPR、そして日本の個人情報保護法改定時のように、法律の施行を待ち対応すればよいものではない。なぜなら、先立つ歴史があった上での改正とは異なり、インドにおいては初の個人情報保護にかかる包括的法律であるため、今までの事業運営プロセスが「情報保護」を念頭に置いたものになっていないからである。

同国で仕事をした経験のある人はその状況を認識しているだろう。名刺には必ず個人の携帯電話番号が記載されるし、マス向けの広告にも担当者の氏名および個人の連絡先が記載されている。求職者情報等はまとめて不特定多数にメールで送付されるほどだ。

個人情報保護法に先立って、RBI は今年4月、すべての決済関連データを国内のみで保管するよう関係企業に通達を出したが、期限内に完了し

たのは8割程度だったと言われている。当該通達にはシステムの改変を伴うものであったため、要求自体が乱暴だとの声もあったが、最も情報の集約および整備が進んでいるセクターでさえ対応に苦慮する中で、PDPB の成立によって GDPR よりも高い要求がなされれば、さらなる混乱が発生することは火を見るより明らかだろう。

国内外より当該法への懸念が指摘されているものの、PDPB の個人情報保護の在り方はグローバルでの潮流を踏襲するものであり、その流れが大幅に変化することは考え難い。その中でただ悲観し、状況に飲み込まれるのを待つのではなく、現状を理解し施行に先立った計画の推進(次頁図3)を行うことが必須だと言える。

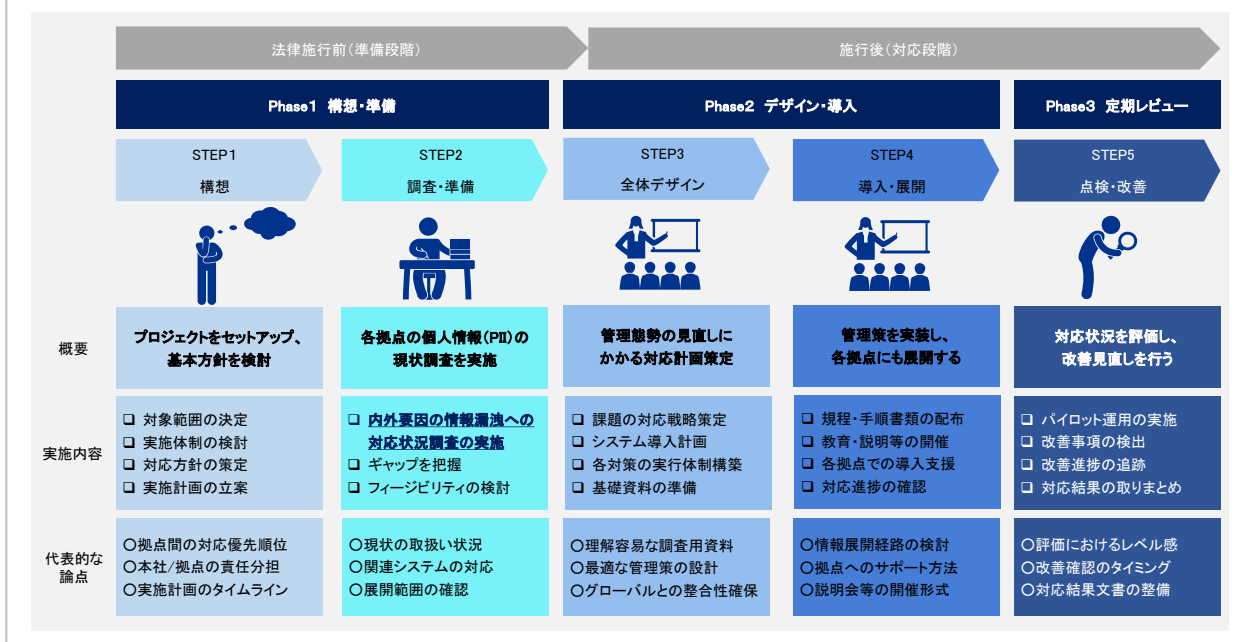
5. 情報保護の在り方とその課題

既述の通り、PDPB への対応は確かにコスト負担増が見込まれるうえ、EU の GDPR や日本の個人情報保護法よりも厳しい要求となっていることから、対応にネガティブな声が聞こえるのもやむを得ないように思える。

一方で、データ・エコノミー化が進む中で、あらゆるものが電子化されつながりを持つことで、その漏洩に対する損害は年々大きくなっている。17年にはサイバー攻撃による損害額は年間 6,000 億米ドル³に上ったと言われる。内部要因による情報漏洩を含めると、損害額は更に拡大するだろう。「情報」が企業に富と成長をもたらす「資源」であることを考えると、情報の流出がもたらす「将来の成長の損失」や「信用の失墜」等、企業が被る損害は計り知れない。

³ Center for Strategic and International Studies (CSIS), 2018

【図3】計画の推進方法



KPMG 2018 Global CEO Outlook Survey⁴によると、CEO の 47%がサイバー被害に備えるセキュリティ対策が急務の課題と考えており、またそれが事業の崩壊につながる可能性を危惧している。つまり半数近くの経営者は、データ・エコノミー社会における情報保護の重要性と緊急性を認識しているということだ。それは国の取り組みにおいても同様である。各国で情報の取り扱いに関する法律の整備とともに、セキュリティを担保する取り組みが義務化されるなど、両者は互いに関連しながら「情報保護」に向け、動きを見せている。

それらを鑑みた場合、冒頭にも述べたように、PDPB に則り個人情報保護施策を構築するだけでは不十分である。PDPB への対応はあくまでも必要条件であり、「情報保護」の目的を網羅した十分条件にはなり得ない。情報漏洩にかかる内外の要因を排除する取り組みが出来て初めて、企業の成長を左右する「情報」を適切に「保護」す

る体制が整うのである。

本法案への対応を単にガバナンス・コンプライアンスの一環として義務的に実施するのではなく、企業の保有する資産である「情報」を適切に保護・管理し、そして蓄積された情報を新たな資源として、事業の競争力の向上に生かす能動的な活動として、取り組むことが望ましいと考えられる。

井上 ゆかり

(いのうえ ゆかり)

KPMG インド(デリー)

アソシエイト ディレクター



日系コンサルティングファームにて、組織コンサルティングに従事。関連分野で講師やコメンテーターを務めた後、2010 年よりインドにて日系企業に対する M&A、ビジネスアドバイザー、リスクアドバイザーを提供し、多くの不正事例に関連した組織・プロセス改善に携わる。日系企業のインド子会社に対するガバナンス体制構築のためのプロジェクトを中心に、インドにおける日系企業のサポート業務に携わっている。

⁴<https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/jm/pdf/2018-ceo-outlook-report-final-low.pdf>



【China】

新個人所得税法下の 外国籍個人の「6年ルール」

陳 静 伝智コンサルティング

中国で勤務する外国籍個人が取得する、国外会社または個人から支給される中国国外を源泉とする所得については、通常、個人所得税の免除措置を享受できる。例えば、深圳で勤務する香港居住者が香港の不動産を賃貸することによる家賃収入等が挙げられる。

ただし、上記香港居住者が中国に長期滞在し、かつ一定の居住期間を超過した場合、上述の家賃収入を含めて、全世界所得に対して、中国で個人所得税を納付しなければならない。

中国の新個人所得税制の下では、上述の居住期間に関して「6年ルール」として規定されている。

1) 「6年ルール」とは

財政部、国家税務総局が公表する『中国国内に住所を有しない個人の居住時間の判定基準に関する公告』（財税部 税務総局公告 2019 年第 34 号、以下「34 号公告」）では、関連期限の規定を従来の「5年ルール」から「6年ルール」へと修正した。具体的には以下のとおりである。

中国国内に住所を有さない個人が1つの納税年度以内に、中国国内に累計して居住した日数が満 183 日になる場合、もしそれまでの6年間のうち、毎年、中国国内での累計居住日数が満 183 日であり、かつどの年度でも、30 日以上の一時出

国がなければ、当納税年度において、中国国外と中国国内を源泉とするすべての所得について、個人所得税を納付しなければならない。もしそれまでの6年間のうち、ある年度の中国国内での累計居住日数が 183 日未満、あるいは、30 日以上の一時出国がある場合、国外会社または個人から支給される中国国外を源泉とする所得については、個人所得税を免除する。

上記の「それまでの6年間」とは、当納税年度の前1年から前6年までの連続6年度のことをいう。「それまでの6年間」の初年度は、19 年（19 年度を含む）以降の年度より計算する。

34 号公告は 19 年 1 月 1 日から執行されている。

2) 「6年ルール」の詳細

上述の「6年ルール」の具体的な内容、判断基準および外国籍個人に対する影響について、以下において Q & A 方式にて説明する。

Q1: 「中国国内での居住時間が連続満6年間」はいつから起算するのか。

A1: 34 号公告の規定によると、「中国国内での累計居住日数が満 183 日の年度が連続満6年間」は、19 年（19 年度を含む）から起算する。18 年（18 年度を含む）以前の年数はリセットされ、算入され

ない。当該規定によると、24 年(24 年度を含む)まで、すべての無住所個人の国内居住年限が6年間未満であり、中国国内に住所を有さない個人が取得する海外支給の国外所得は免税優遇を享受できる。

Q2:どのように6年間を計算するか。また途中でリセットできるか。

A2:6年間を継続的に計算するために、1つの納税年度において、同時に以下の2つの条件を満たさなければならない。

① 中国国内に居住する日数が 183 日を超えること

② 30 日以上の一時的出国がないこと

<例1>

19 年1月から深圳で勤務しはじめ、10 月に離職し香港に帰った。その後、11 月と 12 月は香港で勤務した。

<判定>

19 年度において 30 日以上の一時的出国がある。したがって、19 年度は6年間に算入されない。

<例2>

19 年度においてフルタイムで深圳に勤務しているが、毎週月曜日に深圳に行き、金曜日に香港に帰った。

<判定>

34 号公告によると、中国国内に滞在する当日の滞在時間が 24 時間に達すると、中国国内居住

日数として計算する。言い換えると、24 時間に達しないと、中国国内の居住日数に算入されない。

したがって、毎週の中国での居住日数が3日間(火曜日～木曜日が算入、月曜日と金曜日が不算入)しかないため年間の居住日数が 183 日未満となり、19 年度は6年間に算入されない。

Q3:満6年間になると、7年目から全世界所得に対して中国で課税されるか。

A3:第7年目において、同時に上述の2つの条件を満たして初めて、全世界所得に対して中国で課税される。

また、たとえ第7年目において中国で全世界所得に対して課税されたとしても、第8年目において、上述の2つの条件のいずれか1つでも満たさない場合、年数がリセットされることになる。

3) まとめ

旧個人所得税法の関連規定と比べると、34 号通達の中の「6年ルール」の規定が、外国籍個人に対して非常に有利になっている。ポイントとなる点をまとめると以下のとおりである。

- ① 「6年ルール」は 19 年度から起算する。したがって、24 年度まで、全世界所得に対する個人所得税は免除される
- ② 19 年～24 年の間に、任意の1年間のうち、居住日数が 183 日を超えない、あるいは 30 日以上の一時的出国が1回でもある場合、それまでの連続年数はリセットされる
- ③ 25 年度以降に、「中国国内での居住時間が連続満6年間」を満たした場合、当該

年度において以下の二つの方法を利用
することで全世界所得の個人所得税の
課税を回避することができる

- ✓ 居住日数を 183 日以内に抑える(例
えば、週末に出国するなど)
- ✓ 30 日以上の一時出国を行う



陳 静 (Jane)

Denchi コンサルティング
(深圳市中弘伝智諮詢有限公司)
マネジャー
中国税理士

深圳事務所の創業者メンバーであり、6 年超の税務、
ビジネス、税関等に関するコンサルティング経験を持
つ。移転価格、企業再編、企業清算等の分野におい
て、実務経験が豊富であり、多数のフォーチュン・グ
ローバル 500 企業の中国子会社に対してサービスを
提供した経験がある。



【Taiwan】

台湾の個人所得税申告

小西 秀朋 SCS Global Consulting (Taiwan)

台湾における個人所得税の申告は、毎年5月1日から同月31日が申告期間となり、前年1月から12月までの所得をこの期間に確定申告を行うことになります。

2018年度分の確定申告においては、各種控除額が前年度と比べて増額されたこともありますので、一般的な給与所得者の個人所得税申告にかかる実務上の留意点などについて紹介します。

1. 居住期間と申告義務の関係

所得の源泉が台湾域内にある個人は、その域内源泉の所得について課税されます。つまり、居住者である個人は、非課税とされるものを除いて、域内に源泉のある所得を総合し、各種の項目を控除した後の所得に対して累進課税されることとなります。また、非居住者である個人は、域内に源泉のある所得に対して一律、所定の税率(詳細後述)により課税されることとなります。

ここで留意が必要な点としては、居住者が国外で受領した給与のうち、台湾での勤務に基づいて支給される部分についても域内源泉所得に含まれる点となります。

これは、国際的課税慣例が「役務提供地」を基準に給与労務所得の源泉地を決めていることに起因するものとなります。従いまして、台湾の駐在員がその駐在期間中に日本本社から日本で受

け取る給与等についても、台湾域内で提供した労務により得られた報酬とみなされ、台湾での納税義務が生じることとなります。

また、歴年の滞在日数が91日以上182日までの外国人についても、域外で支給された給与に対し、台湾での滞在日数に応じた金額は域内源泉所得として、台湾側で申告、納税の義務が生じる点に留意が必要です。

台湾における確定申告において、外国人の申告手続きはその滞在日数に応じ、以下の3パターンのいずれかとなります。

A) 歴年の台湾滞在日数が90日未満（非居住者）

非居住者に該当します。台湾源泉所得の受領時に、非居住者税率にて源泉徴収税の納税および申告を行い、課税関係は終了となります。

B) 歴年の台湾滞在日数が91日以上183日未満（非居住者）

非居住者に該当します。台湾源泉所得の受領時に、非居住者税率にて源泉徴収税の納税および申告を行うとともに、台湾での確定申告が必要となります。

C) 歴年の台湾滞在日数が年 183 日以上（居住者）

居住者に該当します。一定額を超える台湾源泉所得の受領時に、居住者税率にて源泉徴収税の納税および申告を行うとともに、台湾での確定申告が必要となります。

なお、19 年5月時点の非居住者に対する台湾国内源泉所得（給与、賞与等）にかかる源泉税率は 18%となります。ただし、当該源泉所得額が最低賃金（19 年1月時点：NT\$23,100）の 1.5 倍未満である場合、源泉税率は6%となります。また、19 年5月時点では、居住者への月額支給給与合計額が NT\$84,501 以上である場合、5%もしくは既定の源泉徴収税率表に基づき、源泉徴収を行う必要があります。

上記をまとめた、滞在日数毎の課税関係は以下図表1のようになります。

2. 一般的な所得税額計算の方法、必要情報、書類

次に、実際の確定申告時における税額の計算方法、および準備しておくべき情報、書類について

て紹介いたします。

A) 総合所得額の算出

給与所得等から、「免税額」、「標準控除額」、「特別控除額」、「基本生活費差額」を差し引いて、総合所得額を算出することになります（図表2）。

以下、I) ～ V)までの各項目の内容を解説いたします。

I) 所得総額：給与所得などの各種年間所得合計額

II) 免税額：NT\$88,000（すべての人が適用可能、70 歳以上は NT\$132,000）

※なお、配偶者や扶養家族がいる場合は、証明書類を別途提出することにより、本人の免税額に加え、NT\$88,000 × 配偶者、扶養家族の人数分の金額についても、免税額とすることができます。扶養家族が 70 歳以上の場合は、NT\$132,000 が免税額となります。

【図表1】滞在日数毎の課税関係

在台日数 (暦年合計)		税金納付時	課税形態	
			台湾国内払い給与	台湾国外(日本)払い給与
A	～90 日 (非居住者)	毎月給与支払後	18% (源泉徴収)	-
		確定申告時	-	-
B	91 日～182 日 (非居住者)	毎月給与支払後	18% (源泉徴収)	-
		確定申告時	18% (確定申告)	18% (確定申告)
C	183 日～ (居住者)	毎月給与支払後	5%または源泉徴収税率表による (源泉徴収)	-
		確定申告時	累進税率(確定申告)	累進税率(確定申告)

【図表2】総合所得額の算出方法

$$\text{総合所得額} = \text{I) 所得総額} - \text{II) 免税額} - \text{III) 標準控除額} - \text{IV) 特別控除額} - \text{V) 基本生活費差額}$$

III) 標準控除額: NT\$120,000 (すべての人が適用可能、前年度までは NT\$90,000)

※配偶者がいる場合は、証明書類を提出することにより NT\$240,000 の控除を受けることができます。

IV) 特別控除額: 特別控除にはさまざまな種類がありますが、主な内容は以下となります。

a) 給与所得特別控除: NT\$200,000 (給与所得者が対象、前年度までは NT\$128,000)

b) 貯蓄投資特別控除: 上限 NT\$270,000 (下記に該当するものからの収入が対象)

- 金融機関への預金に対する利息、公債、社債、金融債券、短期のクーポン利息、および金融資産証券化条例あるいは不動産証券化条例に規定される、課税対象の受益証券、資産基礎証券の分配利息
- 貯蓄性信託基金からの収入
- 1998 年 12 月 31 日以前に発行された公開株式等を譲渡、贈与、遺産分配、繰延課税の放棄、あるいは株券集中保管会社へ預託を行った際に生じる所得

※実務上、最も多いのは個人の銀行口座預金残高に対する利息となり、NT\$270,000 以下の利息については本控除により実質的な免税となります。

c) 教育費特別控除: 政府機関(教育部)により認められた大学および大学院に就学されている子女が居る場合、別途在籍証明と学費納付の証明を提出することにより、1 名につき上限 NT\$25,000 が控除されます。

d) 就学前幼児特別控除: 2018 年度の申告より追加された特別控除で、5歳以下の子女1名につき NT\$120,000 が控除されます。

※ただし、適用税率が 12%以下の納税者のみが対象となります。

V) 基本生活費差額: 17 年 12 月 28 日に施行された納税者権利保護法に基づき、基本生活に必要な費用については課税対象外とされることとなります。基本生活費の金額については、政府機関(行政院)の発表によることとなり、18 年度においては1名あたり NT\$171,000 でした。実際の申告時には、基本生活費(NT\$171,000)に世帯人数を乗じた金額を申告世帯の基本生活費総額とし、免税額、標準控除額、給与所得特別控除を除いた特別控除額の合算金額と比較し、基本生活費総額の方が大きかった場合、その差額について控除されます。

なお、上記の各種免税額、控除額は、居住者として申告する場合のみ適用可能なものである旨、留意が必要です。

B) 税額計算

A)にて算出した総合所得額に各税率を乗じ、累進差額と呼ばれる控除額を差し引いた金額が、納付すべき所得税額となります(図表3)。

総合所得額毎の累進税率および累進差額については、下記図表4の通りとなります。

C) 必要な情報、書類

申告手続きに必要なとなる、主な情報、書類について紹介いたします。

- I) 納税義務者のパスポートもしくは居留証(代理申告の場合はコピー)
- II) 台湾出入国記録: 台湾の年間滞在日数により課税範囲や適用税率が変わること、また台湾国外で支給された所得に対し、台湾滞在日数に応じた課税がされるため、実際の滞在日数を把握できる情報、資料が必要となります。納税義務者本人のパスポートもしくは居留証を持参し、移民局にて手続きを行うことで、公的な台湾入出国記録の

入手が可能です。

※なお、居住者の判定においては、台湾への入国日は滞在日数に不算入、逆に出国日は滞在日数に算入となる点、留意が必要です。

- III) 台湾域内の所得証明: 台湾域内で受領している給与所得等の各種所得は、年間の源泉徴収票(各類所得憑單)に含まれることとなります。当該源泉徴収票が台湾域内の一般的な所得証明書類となります。

- IV) 台湾域外の所得証明: 台湾域外で支給された給与については、必要な内容が含まれた域外所得の確認書を勤務先の会社等が準備を行い、その内容について当該所得支給地の公認会計士、もしくは当地の税務機関による証明が必要となります。

※所得支給地が日本の場合、日本国の公認会計士、もしくは所轄税務署による証明が必要となり、公認会計士による証明の場合は公認会計士の登録証明書の提出も求められる点、特に留意が必要です。

【図表3】納付税額の算出方法

$$\text{納付税額} = \text{総合所得額} \times \text{累進税率} - \text{累進差額}$$

【図表4】総合所得額毎の累進税率および累進差額

2018 年度申告適用税率

(単位: 台湾ドル)

総合所得額			税率		累進差額	
0	～	540,000	X	5%	-	0
540,001	～	1,210,000	X	12%	-	37,800
1,210,001	～	2,420,000	X	20%	-	134,600
2,420,001	～	4,530,000	X	30%	-	376,600
4,530,001	～	以上	x	40%	-	829,600

(参照) 国税局 HP「税率級距表」

- V) 戸籍謄本: 居住者が配偶者や扶養家族に関する控除を適用する場合、原則として戸籍謄本の提出が必要となります。

※台湾在住の駐在員が海外から戸籍謄本の取得を行う場合、想定以上に時間がかかるケースがありますので、予め余裕をもったスケジュールで準備を行うことを推奨します。

VI) 子女が就学している大学、大学院の在籍
証明 等

3. 所得基本税額制度(ミニマムタックス税制)

上記の一般的な個人所得税の課税対象は台湾域内源泉所得となりますが、域外所得がある場合、通常の所得税額計算だけでなく、ミニマムタックス税制の適用対象となるかどうかについて留意が必要となります。

A) ミニマムタックス税制の概要

ミニマムタックス税制とは、主に富裕層を対象とした税制となり、課税所得が多い者に対して最低額の税金が課されることとなります。一般の所得税額計算の課税対象に含まれていない「域外源泉所得」、「特定保険給付」等の所得を含めた金額にて税額計算を行い、域外で支払った税額等を考慮した上で、負担すべき税額を算出し、通常の所得税額計算により算出された税額と比較していずれが多い税額を負担するという制度となります。

B) ミニマムタックス税制の課税対象

対象となるのは、以下に該当する所得となります。

- I) 域外源泉所得: 一歴年において NT\$100 万
以上の域外源泉所得がある場合はその全額が課税対象
- II) 特定保険給付: 受益者と契約者が同一でない生命保険および年金保険により、受益者が受領した保険金額が一歴年において NT\$3,300 万以上である場合は、その全額が課税対象

III) 私募証券投資信託基金の受益証券

IV) 所得税法もしくはその他法律の規定により一般的な所得税の申告時に控除した現金以外の寄付金

V) スtockオプションにより取得した株式が売却可能となった日の翌日時点において、当該株式の時価が額面を超過している部分の金額

C) ミニマムタックス税制の課税金額計算

ミニマムタックス税制の対象となる課税所得金額合計が NT\$670 万以下であれば、実際の課税は行われなため、当該税制が適用され納税を行う必要が生じるのは一部の富裕層に限られる、と言えます。ただし、付与されたストックオプションの時価が高騰している場合等に、思わぬ課税対象となってしまう可能性がありますので、留意が必要です。

図表5がミニマムタックス税制を適用した際の税額計算方法となります。

【図表5】ミニマムタックス税制の課税金額計算方法

通常の所得税計算	ミニマムタックス税制
個人所得総額 (減: 免税額) (減: 各控除額)	(1) 個人総合所得純額 + ミニマムタックス税制の課税対象額
(1) 個人総合所得純額	ミニマムタックス税制上の所得額
× 累進税率 (減: 累進差額)	(減: NT\$6,700,000) × 20%
一般所得税額 (A)	ミニマムタックス税制上の税額 (B)

※(A), (B)いずれか高い方の金額を納税

4. まとめ

以上、台湾における個人所得税の手続きや留意点等について概括しましたが、実際の申告時は中国語や英語で申告窓口担当者とやり取りをする必要があり、また必要書類も多く、難易度としては低くないため、申告手続については専門家に委託されているケースが多く見受けられます。

個人で申告されることも勿論可能ではありますが、適用可能な控除額をすべて有効活用できるよう、十分に余裕をもったスケジュールにて、事前の準備をされることを推奨いたします。

また、本稿では割愛しましたが、台湾に91日以上182日未満滞在していた非居住者が日本の所得に対し台湾滞在日数分の課税がなされている部分については、日本、台湾双方の二重課税となってしまうケースが見受けられます。この二重課税部分について、台湾側で日台租税条約の適用申請を行うことにより還付を受けることが可能ですが、その必要要件、具体的な手続方法については専門家に相談の上、進めることを推奨いたします。



小西 秀朋
(にし ひでとも)

SCS Global Consulting
(Taiwan) Ltd



2010年にSCS-Invictusグループに参画。SCS日本での勤務を経て、12年にSCSシンガポールに入所し、200社を超えるクライアントに対し、会計、税務を中心とした専門業務を提供する。また連結決算やSPCを活用したスキームをはじめ、IT管理に関する豊富な経験を活かし、これらの分野での業務にも多く従事。18年より台湾に活動拠点を移し、現在は現地代表として各種専門業務のサービス提供を行っている。



【アジア経済情報】

アジア概況

小林 公司 みずほ総合研究所

19 年1Qは多くの国で成長率が低下

アジアでは、19 年1Q(1～3月期)の成長率が、前期に比べて低下した国が多かった(図表1)。上昇した国についても、在庫の増加や輸入の減少によるものであり、景気の実態は悪かった。

需要別にみると、総じて輸出が振るわなかった。輸出先としては各国の対中輸出が減速ないし前年割れで、品目別ではIT関連が不振だった。中国の内需減速や、米中摩擦による中国の部品調達減少が、貿易を通じて各国に波及したとみられる。

1Qの成長率を国・地域別にみると、中国は前期から横ばいで、三四半期続いた低下に歯止めが掛かった。ただし内需は減速しており、これを反映して輸入は減少(外需の成長率寄与度は改善)

したことが下支えとなった。NIEs では、韓国が5四半期ぶりのマイナス成長だった。主力の半導体を中心に輸出が減少した。台湾、香港、シンガポールの成長率は上昇したものの、在庫の増加や輸入の減少が主因であり、輸出は振るわず実態は悪かった。

ASEAN5では、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムの4カ国で成長率が低下した。いずれも輸出が振るわず、堅調だった内需の勢いにも陰りがみられた。タイのみ成長率は上昇したが、在庫増加によるものであり、内外需とも悪かった。インドの成長率は4四半期連続で低下し、約4年ぶりに+6%を下回った。前年同期が高成長だった反動や、5月の下院総選挙を控えた様子見といった特殊要因に加え、前期に続き農村経済の停滞が成長率を押し下げた。

【図表1】実質GDP成長率

(単位: 前期比年率、%)

	2018				2019
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
韓国	4.1	2.4	2.3	3.9	▲ 1.4
台湾	2.8	1.6	1.7	1.2	2.3
香港	7.8	▲ 1.2	0.4	▲ 1.9	5.4
シンガポール	4.9	0.7	0.8	▲ 0.8	3.8
タイ	7.9	4.7	▲ 1.4	3.8	4.1
マレーシア	5.3	2.5	6.0	5.2	4.4
フィリピン	6.3	5.7	5.9	7.3	3.9

(単位: 前年比、%)

中国	6.8	6.7	6.5	6.4	6.4
インドネシア	5.1	5.3	5.2	5.2	5.1
ベトナム	7.5	6.7	6.8	7.3	6.8
インド	8.1	8.0	7.0	6.6	5.8

(資料) 各国・地域統計、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

20 年にかけてアジア全体は輸出中心に減速

今後を展望すると、19 年は中国と欧州、20 年からは米国も減速すると想定され、アジアは輸出を中心に減速するだろう。既に悪影響を及ぼしている様子の米中摩擦も、引き続きアジアの輸出を下押ししよう。

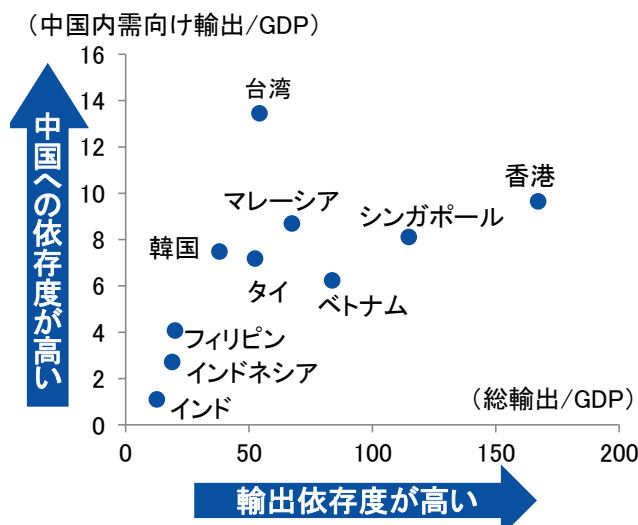
中国は緩やかに減速すると予測される。世界経済の減速や米中摩擦の影響で、輸出が低調な推移を続けると見込まれるからだ。また、輸出

関連製造業を中心に設備投資も抑制され、住宅市場の調整に伴う不動産投資の減速も予想される。これらに対し、景気対策のインフラ投資や減税・消費刺激策は、一定の景気下支えになるだろう。

アジア全体の輸出に逆風が吹くなかで、NIEsは輸出依存度や中国依存度が相対的に高いため、成長率が下押しされやすい。一方、ASEAN5は経済規模の最も大きいインドネシアを筆頭に内需依存度が高いため(図表2)、成長率への影響は限定的と思われる。内需依存度の高いインドは、5月の開票結果で与党が大勝したことから政策不透明感は解消し、様子見されていた民間投資や自動車購入といった内需を中心に景気は持ち直すだろう。

以上より、19年と20年の成長率は、中国が+6.2%と+6.1%、NIEsが+2.1%と+1.8%、ASEAN5が+5.0%と+4.8%、インドが+6.9%と+7.2%と予測する。アジア全体は+5.8%ずつで、

【図表2】中国内需向け輸出と総輸出のGDP比



(注) 2015年。

(資料) OECD "Trade in Value Added (TiVA)"、IMF "Direction of Trade"、"World Economic Outlook" よりみずほ総合研究所作成

18年実績の+6.2%を下回る見通しだ(図表3)。

リスクは米中貿易摩擦の激化

米中は昨年9月の措置に続き、この5～6月にかけても制裁関税を相互に引き上げた。さらに米国は、制裁関税を課していない残りすべての対中輸入にも関税を課す手続きに入り、早ければ6月

末に発動される。そうなれば中国の報復も懸念されよう。本稿執筆時点(6月半ば)の予測では現状レベルの貿易摩擦を前提としているが、米中とも追加の関税引き上げを実施すれば、成長率は予測値よりも下振れするリスクがあることに留意が必要だ。

【図表3】アジア経済見通し総括表

(単位: %)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アジア	6.4	6.2	6.2	5.8	5.8
中国	6.7	6.8	6.6	6.2	6.1
NIEs	2.4	3.2	2.8	2.1	1.8
韓国	2.9	3.1	2.7	2.1	1.8
台湾	1.5	3.1	2.6	2.1	1.9
香港	2.2	3.8	3.0	2.1	2.0
シンガポール	3.0	3.7	3.1	2.1	2.0
ASEAN5	5.0	5.3	5.2	5.0	4.8
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.4	4.0	4.1	3.4	3.1
マレーシア	4.4	5.7	4.7	4.6	4.0
フィリピン	6.9	6.7	6.2	6.0	5.7
ベトナム	6.2	6.8	7.1	6.8	6.4
インド	8.7	6.9	7.4	6.9	7.2
(参考) 中国・インドを除くアジア	4.0	4.5	4.3	3.9	3.7
(参考) 中国を除くアジア	6.1	5.6	5.7	5.3	5.4

(注) 実質GDP前年比。網掛けは予測。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)で計算。

(資料) 各国・地域統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2018 年 11 月発行 第 77 号

- ・ 中国における新小売業の動向
- ・ 香港飲食産業と日本企業の挑戦 ～2018 年 Food Expo より～
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(1)ラオス・パクセーの投資環境
- ・ India:DIR-3-KYC 等の改正
- ・ Vietnam:ベトナム最新法令の状況 ～サイバーセキュリティ法、競争法～
- ・ Myanmar:進出企業が知っておくべきミャンマー税制の最新動向
- ・ China:中国の個人所得税の制度改定と留意点

2018 年 12 月発行 第 78 号

- ・ 中国の拠点再編や移転における労務問題
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2)法整備進むミャンマーの投資環境(前編)
- ・ India:インドにおけるDDの発見事項、対価・契約条件、事業計画への反映～成功例・失敗例に学ぶ事前精査の重要性～
- ・ Vietnam: 支払利子の損金算入に関する規制
- ・ Malaysia: 2019 年度マレーシア予算案における税制改正
- ・ Australia: 豪州税制における仮想通貨の取り扱い
- ・ Taiwan: 台湾会社法改正の概要
- ・ China: 中国生態環境保護法および最新事例の解説
- ・ Hong Kong: 香港における競争禁止条項の妥当性

2019 年 1/2 月発行 第 79 号

- ・ 2018 年下期為替市場の回顧と 2019 年の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ 香港の賃金動向～2018 年の回顧と 19 年の展望～
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2)法整備進むミャンマーの投資環境(後編)
- ・ Indonesia:徴税強化に有効な OSS システム
- ・ India:インドにおける GST 監査の概要と留意点～
- ・ Vietnam: プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、税務および会計
- ・ China: インターネット法院による事件審理の若干問題に関する規定
- ・ China: 中国における外国籍社員の個人所得税優遇策の規定変更およびその解説
- ・ China: 在中国日系企業の昇給率と華南地区における人事労務の課題
- ・ Hong Kong: 香港における移転価格税制のアップデート
- ・ Hong Kong: 日本の富裕層とオフショアのファミリーオフィス機能

2019 年 3 月発行 第 80 号

- ・ 中国および香港の新エネルギー車市場の現状～政府支援による急速成長の裏にある潜在的な課題～
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(3)リスクヘッジ先として期待高まるベトナム
- ・ Thailand:タイにおける国際ビジネスセンター(IBC)制度の導入に関する解説と考察
- ・ India:インドのリース会計～IFRS 第 16 号および Ind AS116 の概要～
- ・ Vietnam:ベトナム投資法の改正案
- ・ Myanmar:マレーシア最新税務動向
- ・ Taiwan:労基法改正後の残業代計算方法
- ・ Hong Kong:香港における雇用契約の終了(1)

2019 年 4 月発行 第 81 号

- ・ 勃興する深圳ベンチャー企業 II～紅いシリコンバレーの今と躍動する深圳ベンチャー企業～
- ・ Vietnam: 付加価値税控除・還付の留意点
- ・ Indonesia: インドネシア特有の就業ルール(1)
- ・ Singapore: シンガポール 2019 年度予算案～税制改正の概要～
- ・ China: 中国独占禁止法執行に関する三事件の概要と解説
- ・ China: 中国の新個人所得税の新計算方法(累計ベース)

2019 年 5 月発行 第 82 号

- ・ グローバル完成車メーカーを目指す中国企業
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(4)ベトナムシフト急ぐ外資企業と高まる懸念
- ・ India: インドにおけるデジタル化とオープンイノベーション
- ・ Indonesia: インドネシア特有の就業ルール(2)
- ・ Australia: 豪州税制における FBT と 2020 年度予算案
- ・ Hong Kong: 香港における雇用契約の終了(2)
- ・ Asia: アジア地域で人材を最大限活用するための要諦

2019 年 6 月発行 第 83 号

- ・ 米中中国の景気減速・米中貿易摩擦を懸念する日本企業～2019 年 2 月アジアビジネスアンケート結果より～
- ・ Philippines:フィリピン会社法改正
- ・ Vietnam:ベトナムにおける借入にかかる主な派生論点
- ・ India:インド労働法改正アップデート
- ・ China:「外商投資法」の概要と実務への影響
- ・ Hong Kong:香港におけるセクシャルハラスメント:傾向と対策

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6628-9208



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。